



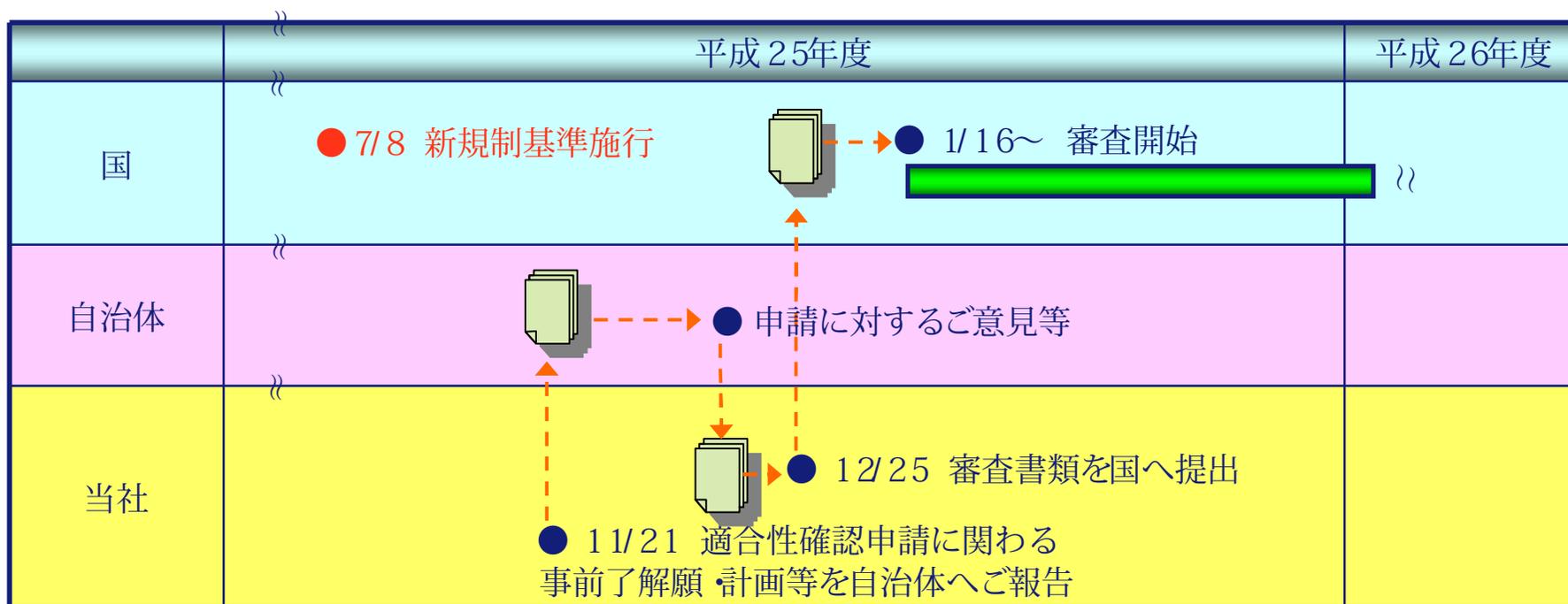
配布資料 1

島根原子力発電所 2号機 新規制基準適合性に係る 審査状況について

平成 2 6 年 6 月 5 日
中国電力株式会社

島根 2号機 適合性確認申請・審査に関わる経緯

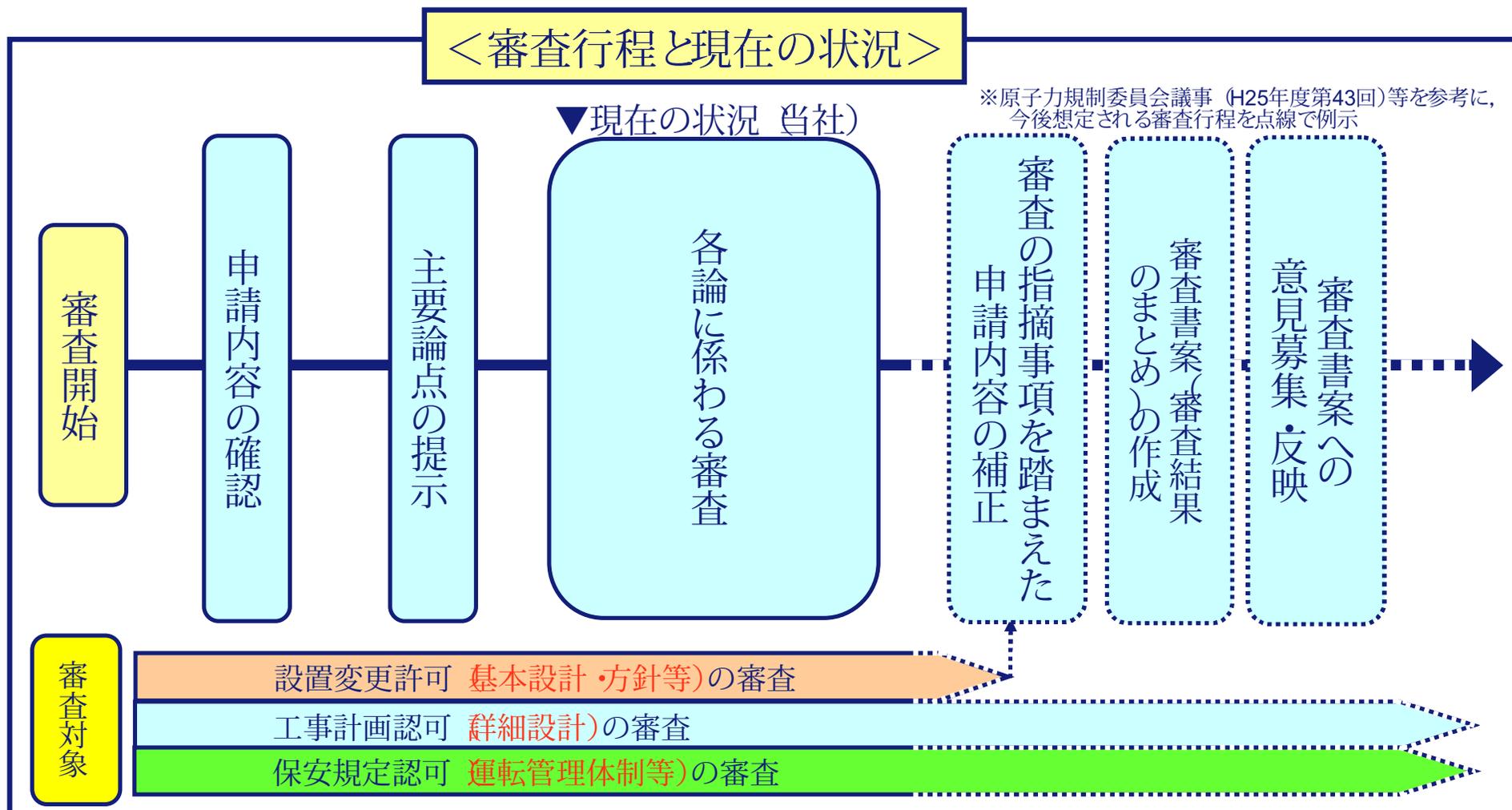
- 平成 25年 12月 25日, 島根 2号機の適合性確認に係わる申請書類※を原子力規制委員会へ提出。
 ※ 原子炉設置変更許可申請, 「工事計画認可申請」および「保安規定変更認可申請」
- 平成 26年 1月 16日, 原子力規制委員会による適合性確認審査開始。



<適合性確認申請・審査に係わる対応経緯>

島根 2号機 適合性確認審査の状況 (1/9)

- 審査開始後、当社は申請の概要を原子力規制委員会へ説明。これに対し、原子力規制委員会から、審査に係わる「主要な論点」が示された。
- 現在は、「主要な論点」に係わる詳細確認等を中心とした審査を継続中。



島根 2号機 適合性確認審査の状況 (2/9)

○現在までに計 7回の審査会合が開催。

| 開催年月日 | 議 題 |
|---------------|--|
| 平成 26年 1月 16日 | 島根原子力発電所 2号機に係る <u>申請の概要</u> について |
| 平成 26年 1月 28日 | 島根原子力発電所 2号機の <u>申請内容に係る主要な論点</u> について |
| 平成 26年 2月 20日 | 島根原子力発電所 敷地周辺 <u>陸域の活断層評価</u> について |
| 平成 26年 3月 19日 | 島根原子力発電所 敷地周辺 <u>海域の活断層評価</u> について |
| 平成 26年 4月 9日 | 島根原子力発電所 敷地周辺 <u>海域の活断層評価</u> について (コメント回答) |
| 平成 26年 4月 16日 | 島根原子力発電所 <u>地下構造評価</u> について |
| 平成 26年 5月 1日 | 島根原子力発電所 敷地周辺 <u>陸域・海域の活断層評価</u> について (コメント回答) |

○第 1回目 (1/ 16) 島根原子力発電所 2号機に係る申請の概要について」

- 当社から、設計基準対応※1, 重大事故等対策※2, 重大事故等対策の有効性評価結果について概要説明。

※1 設計基準対応」

耐震・耐津波, 自然現象 (火山, 竜巻等) に対する考慮, 火災等に対する考慮, 電源の信頼性等

※2 重大事故対策」

炉心損傷防止対策, 格納容器破損防止対策, 放射性物質の拡散抑制対策, 水・電気供給機能, 緊急時対策所機能等

- 原子力規制委員会からは、フィルタ付ベント設備の性能, 地震・津波の評価などについて質問。

○第 2回目 (1/ 28) 島根原子力発電所2号機の申請内容に係る主要な論点について」

- 当社が提出した原子炉設置変更許可申請書等に関し、原子力規制委員会から審査における主要論点提示。

○第3回目 (2/20) 島根原子力発電所敷地周辺陸域の活断層評価について」

- 当社から、島根原子力発電所敷地周辺陸域の宍道断層等の活断層について、文献調査、変動地形学的調査（変位地形・リニアメント※3）、地質調査結果などに基づく評価を説明。
- 原子力規制委員会からは、宍道断層の西端及び東端付近の調査結果について次回以降、より詳細に説明するようコメント。

※3 変位地形・リニアメント

断層運動に起因する可能性がある地表面の起伏、谷や尾根の横ずれ地形等が連続して認められるもの



- 宍道断層のうち、後期更新世以降の活動が認められるのは、廻谷～上本庄町である。
- 宍道断層の評価長さとして、不確かさを考慮して、古浦西方の西側から下宇部尾東までの約22kmと評価した。

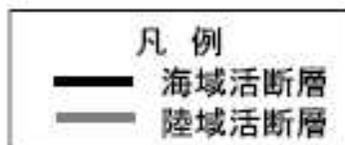
島根 2号機 適合性確認審査の状況 (5/9)

○第 4回目 (3/ 19) 島根原子力発電所敷地周辺海域の活断層評価について」

- 当社から、島根原子力発電所敷地周辺海域の活断層評価について説明。
- 原子力規制委員会からは、鳥取沖西部断層の西端や前面海域にある断層等のデータを拡充するようコメント。



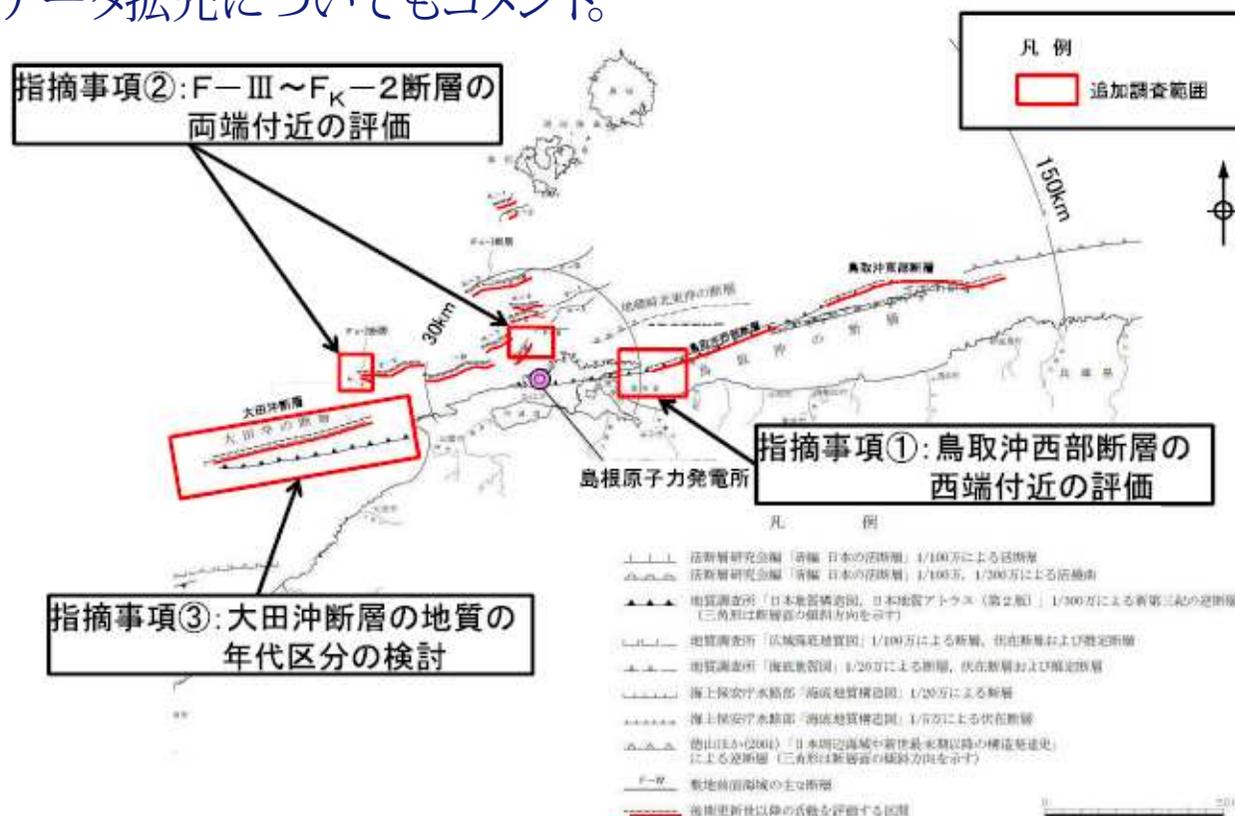
| 断層名 | | 断層長さ |
|-----|------------------------------------|--------------------|
| 陸域 | ① 大田沖断層 | 約22km |
| | ② 大社街上新層 | 約29km |
| | ③ 山崎断層系 | 約79km |
| 海域 | ④ F-Ⅲ断層 + ⑤ F-Ⅳ断層 + ⑦ Fκ-2断層 | 約51.5km (速動を考慮) |
| | ⑥ Fκ-1断層 | 約19.0km |
| | ⑧ K-4撓曲 + ⑨ K-6撓曲 + ⑩ K-7撓曲 | 約19.0km (速動を考慮) |
| | ⑪ 鳥取沖東部断層 | 約51km |
| | ⑫ 鳥取沖西部断層 | 約37km |
| | ⑬ 大田沖断層 | 約47km |



島根 2号機 適合性確認審査の状況 (6/9)

○第5回目 (4/9) 島根原子力発電所敷地周辺海域の活断層評価について (コメント回答)」

- 前回の審査会合 (3/19)における, 原子力規制委員会からのコメントを踏まえ, 当社からより精度の高い音波探査による追加調査の計画について説明。
- 原子力規制委員会からは, 周辺海域における音波探査範囲の追加と地層年代区分を確認するための試料採取の検討についてコメント。また, 陸域の宍道断層端部評価のデータ拡充についてもコメント。



○第6回目 (4/16) 島根原子力発電所 地下構造評価について」

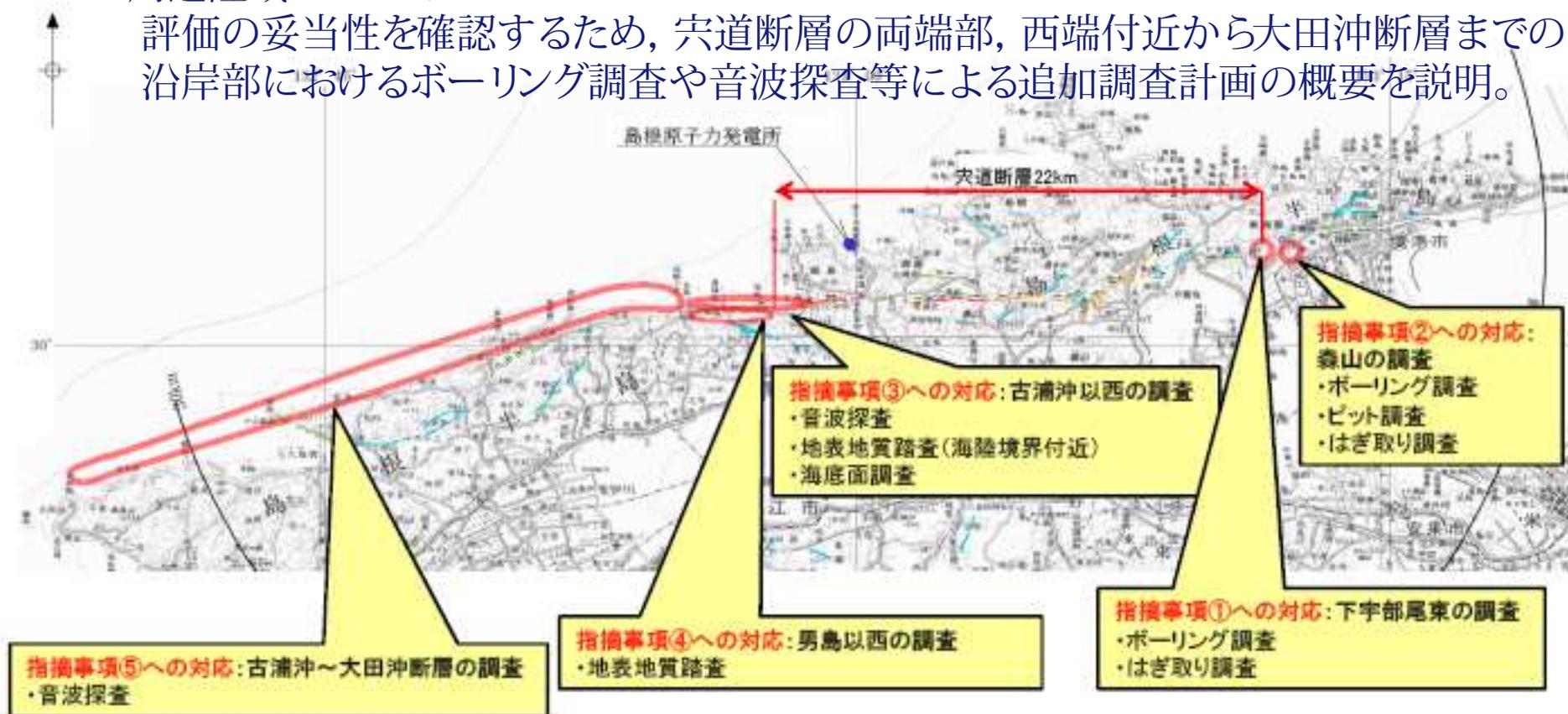
- 当社から、地震観測記録および物理探査等に基づき、島根原子力発電所敷地内の地下構造評価を行い、基準地震動評価に用いる地下構造モデル※4を設定したことを説明。
 - ✓ 地盤の増幅特性※5は2号機と3号機でほぼ同程度であるが、安全側に評価するため、地震動評価に用いる地下構造モデルには、増幅特性が若干大きい3号機の値を用いること。
 - ✓ 敷地内地下浅部の揺れの衰え方 (振れ幅の減少度合い (減衰定数))についても、安全側に設定したモデルを用いて評価すること。
 - ※4 地下構造モデル」
断敷地直下の地盤構造 (岩盤の硬さや、揺れの衰え方等)を表すモデル
 - ※5 地盤の増幅特性」
敷地直下の深い岩盤から敷地表層の岩盤までの、揺れの増幅を表す特性
- 原子力規制委員会からは、地震動評価に用いる地下構造モデルの妥当性等について詳細に説明するようコメント。

○第7回目 (5/1) 島根原子力発電所 敷地周辺陸域・海域の活断層評価について (コメント回答)」

- 当社から、これまでの原子力規制委員会からのコメントを踏まえ、敷地周辺陸域 (宍道断層) および敷地周辺海域に関するデータの拡充に向けた追加地質調査計画について次のとおり説明。

<周辺陸域について>

評価の妥当性を確認するため、宍道断層の両端部、西端付近から大田沖断層までの沿岸部におけるボーリング調査や音波探査等による追加調査計画の概要を説明。



<敷地周辺海域について>

審査会合における活断層評価に係る追加調査計画に対するコメントを踏まえ、敷地前面海域の音波探査範囲を追加すること、大田沖断層において地質年代を測定するための試料採取を実施すること等を説明。



- 原子力規制委員会からは、詳細なデータに基づき評価できるよう、調査エリア、方法等について調査計画にこだわることなく、幅広い範囲で丁寧に調査するようコメントがあり、当社は、今後、準備が整い次第、追加調査に着手する旨を報告。